

公共施設等への愛護活動及び地域における奉仕活動について

1 対象となる期間

令和6年12月1日から令和7年11月30日までの活動分となります。

2 申請に添付するもの

「社会貢献申請書」には、写真の他、活動が掲載された新聞又は市が所有する施設については「お礼状」等、客観的に活動内容がわかる書類を添えて申請してください。

※公共施設等の屋根や敷地に対する除排雪の活動も対象となります。